

消防の動き



2014
8
No.520

- 消防法施行令の一部を改正する政令(案)等に対する意見募集について
- 熱中症による救急搬送の状況



FDMA
住民とともに

消防庁
Fire and Disaster Management Agency



特報1

消防法施行令の一部を改正する…… 4 政令(案)等に対する意見募集について

特報2

熱中症による救急搬送の状況…… 5

平成26年8月号 No.520

巻頭言 ～自助・共助・公助で災害に強いまち北九州市を築く～ (北九州市消防局長 石松 秀喜)

Report

平成25年(1月～12月)における火災の状況(確定値)	7
平成25年1月～12月の製品火災に関する調査結果	9

Topics

平成26年度における消防庁所管補助金の交付決定の状況	11
安全功労者・消防功労者表彰式 内閣総理大臣感謝状授与式	13
危険物施設の多様な使用形態に対応した技術基準のあり方検討会の開催	15
「土砂災害時の救助活動のあり方に関する検討会」の開催	16

緊急消防援助隊情報

緊急消防援助隊車両(津波・大規模風水害対策車)の配備について	17
--------------------------------------	----

先進事例紹介

～人を結び、時を結び、地域を結ぶ～「結の故郷(ゆいのくに)女性分団」(福井県 大野市消防団) ..	19
さらなる消防広域化を目指して(静岡県 下田消防本部)	21

消防通信～望楼

大阪市消防局(大阪府)／敦賀美方消防組合(福井県)／	23
島田市消防本部(静岡県)／廿日市市消防本部(広島県)	

消防大学校だより

救助科(第69期)	24
危機管理・防災教育科 自主防災組織育成コース(第10回)	25

報道発表等

最近の主な報道発表について(平成26年6月26日～平成26年7月25日)	26
--	----

通知等

最近の通知(平成26年6月20日～平成26年7月25日)	27
広報テーマ(8月分・9月分)	27

お知らせ

防災訓練に参加しましょう	28
地震に対する日常の備え	29
危険物施設等における事故防止について	30
電気器具の安全な取扱い	31
第62回全国消防技術者会議の開催について	32



■ 表紙
本号掲載記事より

～自助・共助・公助で災害に強いまち北九州市を築く～



北九州市消防局長 石松 秀喜

九州の最北部、本州との接点に位置する北九州市は、昭和38年に旧5市が対等合併し、九州初の政令指定都市として発足いたしました。以降、工業都市として培ってきた経験・技術を活かし、世界に誇れる環境保護や先端的なものづくり技術などを国内外に発進しております。

最近では、環境技術の導入などで交流を進めてきた、ベトナム・ハイフォン市と姉妹都市協定を締結するなど「人と文化を育み、世界につながる、環境と技術のまち」を目標に掲げ、まちづくりを支える人材の育成や地域経済の活性化に取り組んでおります。

去る昨年2月、当市は市制50周年を迎え、市内各地でさまざまな記念イベントが開催され、当局といたしましても「第65回全国消防長会総会」や「住宅防火防災推進シンポジウム」そして「第22回全国救急隊員シンポジウム」を開催するなど、全国の消防関係者の皆さまに多大なご協力とご支援をいただき、それらを成功裏に終えることができました。ここに厚くお礼申し上げます。

さて、当市では、今年7月1日に「安全・安心を実感できるまち」を実現し、それらが次の世代に引き継がれることを目的として「北九州市安全・安心条例」を施行いたしました。全ての市民が安全・安心でいつまでも元気で自分らしく暮らせるよう、市民と一体となって事業を推進しているところです。

当局といたしましても、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害に備え、今年2月、市内の中心市街地を管轄する小倉北消防署を移転・新築するとともに、消防施設の耐震化や消防艇の更新、消防救急無線のデジタル化と消防指令システムの一体的整備などの事業を着々と進めております。

また、少年期から「命の大切さ」や「共に助け合う精神」を身につけるため、小学校、中学校、高等学校と段階的に応急手当の講習を実施する「スクール救命士」事業や防火・防災のプロである消防職員が、ゲストティーチャーとして小学校に出向き授業を行う「消防士さんといっしょ」事業など、生涯を通じた防災・救急教育に取り組んでおります。

今後も、安全で安心して暮らせるまちをつくるため、市民一人ひとりの防災力を高め（自助）、地域で助け合い（共助）、それを支える（公助）環境を整備してまいります。

最後に、市民の生命と財産を守るという使命のもと、全国の消防機関の皆様をはじめ、国、県、防災関係機関等と更に連携を強化し「災害に強いまち」を目指していく所存です。



今年2月に移転・新築した小倉北消防署



スクール救命士（講習風景）

消防法施行令の一部を改正する政令（案） 等に対する意見募集について

予 防 課

消防庁では、消防法施行令の一部を改正する政令（案）等の内容について、平成26年7月19日から平成26年8月17日までの間、意見を募集しています。

1 意見募集対象及び意見募集要領

【意見募集対象】

- ・ 消防法施行令の一部を改正する政令（案）
 - ・ 消防法施行規則の一部を改正する省令（案）
 - ・ 火災通報装置の基準の一部を改正する件（案）
- ※詳細については、消防庁HPの意見募集要領を御覧ください。

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2607/260718_1houdou/02_houdoushiryu.pdf

2 改正概要

消防法施行令の一部を改正する政令（案）において、消防法施行令別表第一（六）項イに掲げる病院、診療所及び助産所におけるスプリンクラー設備、屋内消火栓設備（及び動力消防ポンプ設備）、消火器又は簡易消火器具及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置に関する基準の見直しを行うものです。

また、上記の改正に関連して、消防法施行規則及び火災通報装置の基準の規定を見直すものです。

3 改正理由

消防庁では、平成25年10月11日に発生した福岡市有床診療所火災を受けて、「有床診療所・病院火災対策検討部会」の開催、関係団体への聞き取り調査等、火災被害拡大防止対策及び火災予防行政の実効性向上等に関する検討を行ってきたところです。

今回の政令改正においては、上記検討部会における検討の結果等を踏まえ、避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院について、原則として、延べ面積にかかわらず、スプリンクラー設備の設置を義務付けるほか、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置対象とな

る施設の面積要件を見直します。併せて、屋内消火栓設備（及び動力消防ポンプ設備）、消火器又は簡易消火器具及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置に関する基準を見直すこととします。

また、上記の政令改正に関連し、消防法施行規則において、スプリンクラー設備の設置を要しない診療科名、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の面積要件に算入しない部分、消防機関へ通報する火災報知設備と自動火災報知設備の連動等を規定するほか、火災通報装置の基準において、火災通報装置を自動火災報知設備と連動させる場合の基準等について規定することとします。

4 今後の予定

皆様からお寄せ頂いた御意見を検討した上で、当該政令等を公布する予定です。



問い合わせ先

消防庁予防課 吉村補佐、新納
TEL: 03-5253-7523（直通）
FAX: 03-5253-7533

熱中症による救急搬送の状況

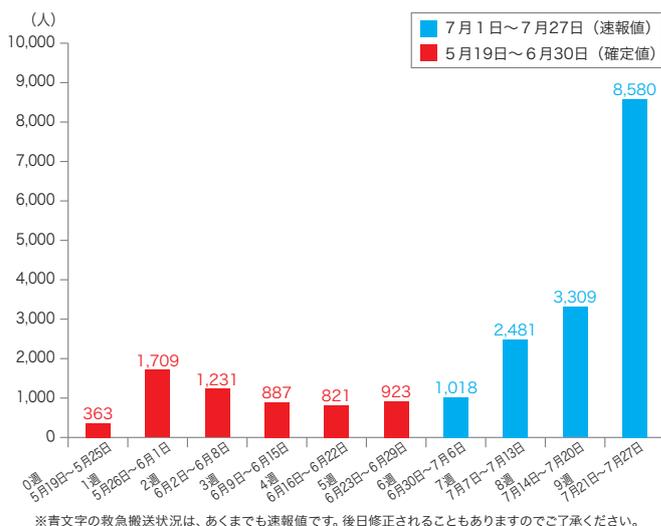
救急企画室

1 はじめに

7月上旬からの梅雨明け地域の拡がりとともに、全国各地で連続した真夏日が観測されるようになりました。気温の上昇に伴い、熱中症による救急搬送者数も増えていきます。熱中症の症状は、大量の発汗やめまいなどの軽度のものから、頭痛や軽い意識障害を起こす中等度のもの、また重篤な意識障害や腎機能障害、血液凝固異常を起こし、死に至る重度のものまで様々です。外界の環境に影響を受けやすく、また誰にでも起こりうる病態です。しかし、適切な予防対策を講じれば、その発症を防ぐことができます。

消防庁では、HPやtwitterを通じて熱中症情報の注意喚起や情報提供等を積極的に行うとともに、熱中症による救急搬送状況について調査・公表しています。

このたび、本格的な夏が到来し、引き続き熱中症対策が必要とされるこの時期に、皆様の熱中症に対する関心を高め、意識的な予防に努めていただくことを目的として、今年の熱中症による救急搬送状況について、最新の速報値（7月27日時点）から報告します。



※青文字の救急搬送状況は、あくまでも速報値です。後日修正されることもありますのでご了承ください。

図1 平成26年 熱中症救急搬送人数（週別推移）

2 熱中症救急搬送人数（週別推移）（図1）

5月下旬から6月上旬に一部の地域で、連続した高い気温が観測された時期と、7月上旬から全国的に梅雨明け

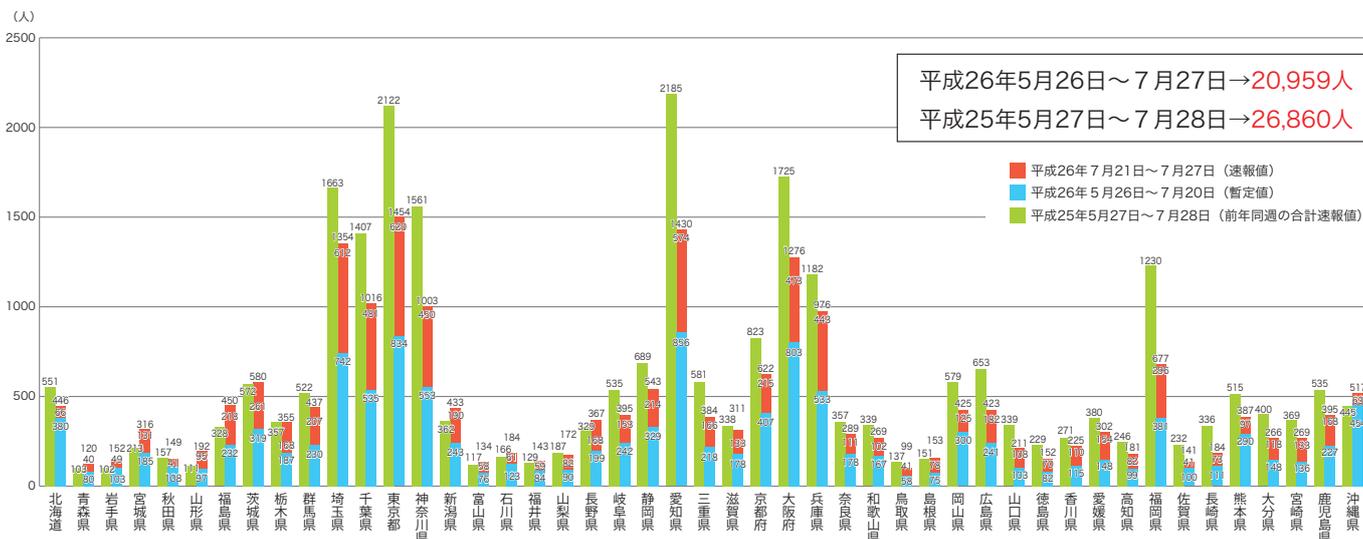


図2 平成26年 熱中症救急搬送人数総数（都道府県別昨年比）

けが始まり、それに伴って気温が高くなり始めた時期に、熱中症救急搬送者数の増加が見られます。また、7月下旬に37都府県での高温注意情報が発令された第9週の熱中症救急搬送人数は今年最多の8,580人となり、第8週の2.7倍増となっています。昨年同週と比較すると搬送人数は4,687人多く、平年よりも多い状況でした。急激に気温が上昇するような環境の変化に体の順応が追いつかなかったことも熱中症搬送人数の増加の要因のひとつと考えられます。

3 熱中症救急搬送人数総数（都道府県別 昨年比）（図2）

今年の第1週から第9週（5月26日から7月27日）までの熱中症による救急搬送人数は20,959人（昨年度未調査の0週363人を除く）で、昨年同時期（第1週～第9週）の26,860人と比べると5,901人（22%）減となっています。昨年と比べ、全国的に梅雨明けの時期が少し遅かったことも影響していると考えられます。

4 年齢区分別搬送人数（図3）

今年の第0週から第9週までの熱中症による救急搬送人数の合計21,322人のうち、高齢者が9,805人で最も多く、次いで成人7,757人、少年3,512人、乳幼児247人、新生児1人となっています。救急搬送人数の半数近くを高齢者が占めます。高齢者は暑さやのどの渇きを自覚しにくいなど体の変化に気づきにくい状態であることが多く、それが原因のひとつと考えられます。また、小さな子供は汗腺の発達が未熟で、体温調節が苦手であり、熱を放散しにくく、熱中症にかかりやすいといわれています。

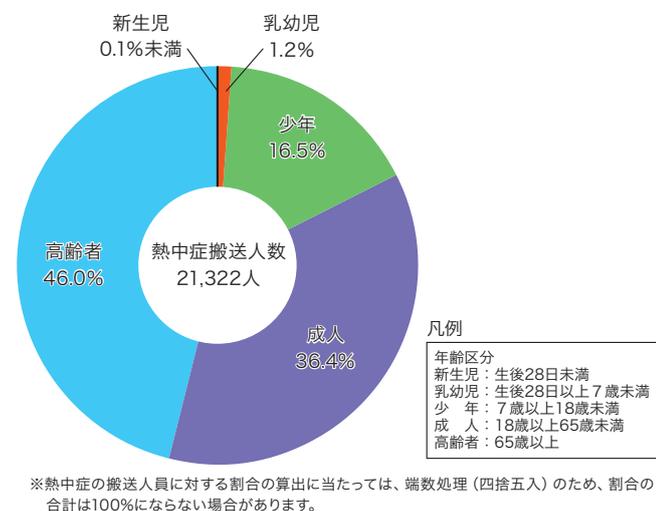


図3 年齢区分別搬送人数

5 傷病程度別搬送人数（図4）

今年の第0週から第9週までの熱中症による救急搬送人数の合計21,322人のうち、軽症が13,944人で最も多く、次いで中等症6,591人、重症449人、その他307人、死亡31人となっています。

熱中症の症状は対処のタイミングや、年齢等傷病者の背景の違いにも影響を受け、刻々と変化をします。中には、短時間で重篤な状態に陥る場合もありますので十分に注意が必要です。

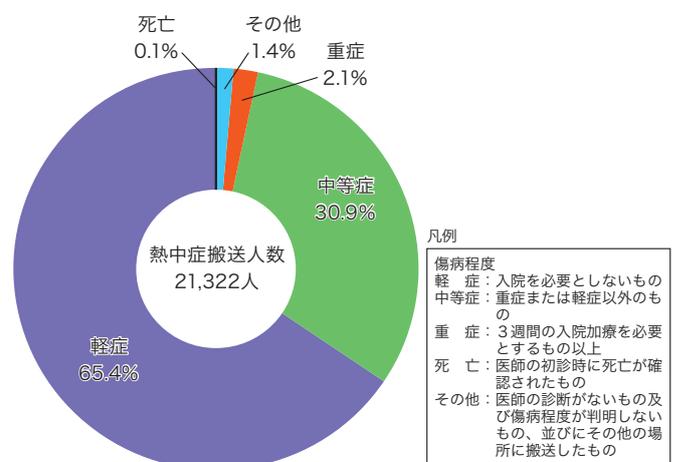


図4 傷病程度別搬送人数

6 おわりに

熱中症を理解し、予防行動を取ることで、熱中症は発症を防ぐことが可能です。また、周囲の気遣いで熱中症弱者といわれる高齢者や子供の発生を食い止めることもできます。

消防庁HPでは熱中症による救急搬送状況の速報値を毎週発表するとともに、予防のポイントや応急手当についてわかりやすくまとめた「熱中症対策リーフレット」が入手可能です。こうした取り組みを活用し、予防に役立て夏を上手に乗り切りましょう。

消防庁熱中症情報

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList9_2.html

熱中症対策リーフレット

<http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi2605/pdf/260514-1.pdf>

問い合わせ先

消防庁救急企画室 寺谷、平井、大迫
TEL: 03-5253-7529

平成25年(1月～12月)における火災の状況(確定値)

防災情報室

1 総出火件数は、48,095件、前年より3,906件の増加

平成25年(1月～12月)における総出火件数は、48,095件で、前年より3,906件増加(8.8%)しています。

これは、おおよそ1日あたり132件、11分ごとに1件の火災が発生したことになります。

また、種別でみますと、次表のとおりです。

平成25年(1月～12月)における火災種別出火件数

種別	件数	構成比(%)	前年比	増減率(%)
建物火災	25,053	52.1%	▲530	-2.1%
車両火災	4,586	9.5%	37	0.8%
林野火災	2,020	4.2%	842	71.5%
船舶火災	91	0.2%	4	4.6%
航空機火災	3	0.0%	2	200.0%
その他火災	16,342	34.0%	3,551	27.8%
総火災件数	48,095	100%	3,906	8.8%

2 総死者数は、1,625人、前年より96人の減少

火災による総死者数は、1,625人で、前年より96人減少(-5.6%)しています。

また、火災による負傷者は、6,858人で、前年より32人増加(0.5%)しています。

3 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)数は、997人、前年より19人の減少

建物火災における死者1,254人のうち住宅(一般住宅、共同住宅及び併用住宅)火災における死者は、1,100人であり、さらにそこから放火自殺者等を除くと、997人で、前年より19人減少(-1.9%)しています。

なお、建物火災の死者に占める住宅火災の死者の割合は、87.7%で、出火件数の割合54.4%と比較して高いものとなっています。

4 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)の7割以上が高齢者

住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)997人のうち、65歳以上の高齢者は703人(70.5%)で、前年より26人増加(3.8%)しています。

また、住宅火災における死者の発生した経過別死者数を、前年と比較しますと、逃げ遅れ562人(11人の減・-1.9%)、着衣着火55人(10人の減・-15.4%)、出火後再進入19人(前年同)、その他361人(2人の増・0.6%)となっています。

5 出火原因の第1位は、「放火」、続いて「たばこ」

総出火件数の48,095件を出火原因別にみると、「放火」5,093件(10.6%)、「たばこ」4,454件(9.3%)、「たき火」3,739件(7.8%)、「こんろ」3,717件(7.7%)、「放火の疑い」3,693件(7.7%)の順となっています。

6 住宅防火対策への取組み

平成16年6月の消防法改正により、全住宅の寝室等に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。新築住宅については平成18年6月1日から、既存住宅につ

いても市町村条例の規定により順次義務化され、平成23年6月1日に全ての市町村で義務化されました。

消防庁では、平成20年12月の住宅用火災警報器設置推進会議において決定された「住宅用火災警報器設置推進基本方針」に基づき、報道機関や広報誌等と連携した広報の実施や消防団、女性（婦人）防火クラブ、自主防火組織等と連携した普及・啓発活動等により住宅用火災警報器の早期設置の促進等を図ってきたところですが、平成23年6月にすべての住宅で義務化を迎えたことから、住宅用火災警報器設置推進会議を平成23年9月に「住宅用火災警報器設置対策会議」とし、未だに住宅用火災警報器を設置していない世帯への対策を打ち出すとともに、既に設置している世帯への維持管理を周知することで住宅用火災警報器の設置定着を図っています。

また、広報、普及・啓発活動として住宅防火防災推進シンポジウムを平成25年度には全国9か所で開催したほか、住宅防火・防災キャンペーンや春・秋の全国火災予防運動等の機会をとらえ、報道機関や消防機関等と連携した普及啓発活動を行い、住宅用火災警報器のほか、防災品、住宅用消火器等による総合的な住宅防火対策を推進しています。

7 放火火災防止への取組み

放火及び放火の疑いによる火災は、8,786件、総火災件数の18.3%を占めています。

消防庁では、ソフト対策として、春・秋の全国火災予防運動において放火防止対策に積極的に取り組むよう消防機関に通知し、全国で放火火災防止対策戦略プランに基づきチェックリストを活用した自己評価による「放火されない環境づくり」を目指した取組みが進められています。

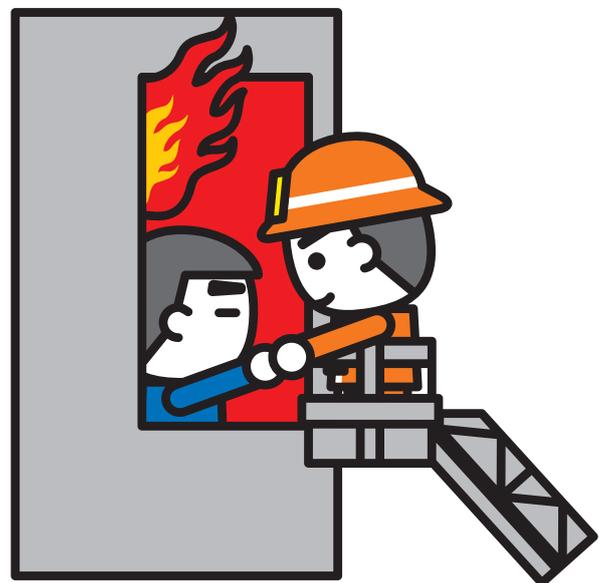
8 林野火災防止への取組み

林野火災の件数は、2,020件で、前年より842件増加

(71.5%)し、延べ焼損面積は約971haで、前年より約599ha増加（161.1%）しています。

例年、空気が乾燥する春先に林野火災が多発していることから、本年も「林野火災に対する警戒の強化について（平成26年1月16日消防特第3号）」を各都道府県等へ発出し、入山者や林業関係者等に対する林野火災予防の徹底・警戒強化やヘリコプターによる空中消火の積極的な活用等について周知しました。

また、毎年、林野庁と共同で火災予防意識の啓発を図り、予防対策強化等のため、春季全国火災予防運動期間中の3月1日から7日までを全国山火事予防運動の実施期間とし、平成26年は「守りたい 森の輝き 防火の心」という統一標語のもと、様々な広報活動を通じて山火事の予防を呼びかけました。



問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室 吉村、関根
TEL: 03-5253-7526

平成25年1月～12月の製品火災に関する調査結果

予防課

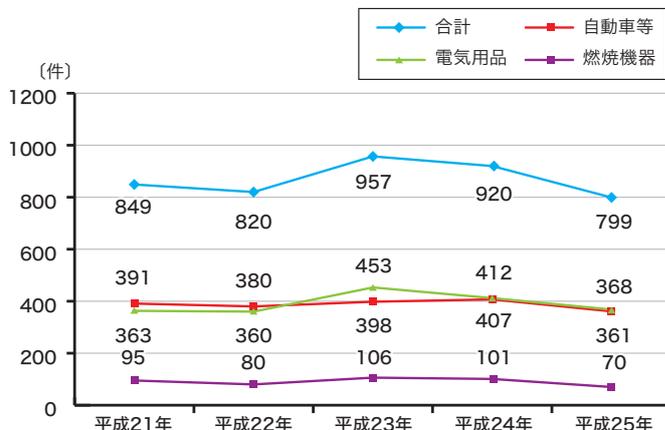
1 製品火災対策の推進について

近年、製品事故に対する国民の関心は高く、それに伴い、消費者の視点に立った行政サービスの実現が強く求められており、平成21年9月には内閣府の外局として消費者庁が発足し、消費者安全法が施行されるなど、製品火災対策を含む消費者の安心・安全の確保は、政府全体の重要課題として推進されているところです。

このような社会的情勢等を踏まえ、消防庁では、自動車等、電気用品及び燃焼機器といった国民の日常生活において身近な製品が発火源となる製品火災について、情報の収集を行い、四半期毎にその内容を公表するとともに、当該情報を関係機関と共有し、連携することにより、製品火災対策の取組を推進しています。

また、平成25年4月施行の改正消防法第32条により、火災の原因である疑いがあると認められる製品の調査に

最近5年間における製品火災件数の推移



あたって、消防機関に当該製品を製造し若しくは輸入した事業者に対する資料提出命令権等を付与し、製品火災対策の強化を図っています。

2 平成25年1月～12月の製品火災に関する調査結果について

消防庁では、平成25年1月～12月に発生した自動車等、電気用品及び燃焼機器に係る火災のうち「製品の不具合により発生したと判断された火災」及び「原因の特定に至らなかった火災」等について調査しました。

消防機関より報告された火災の情報を集計した結果、「製品の不具合により発生したと判断された火災」が233件、「原因の特定に至らなかった火災」が518件、「現在調査中の火災」が48件、製品火災全体件数は799件（対前年比 -12.6%）となっています。（表1参照）

表1 平成25年中の製品火災の調査結果

単位：〔件〕 うち（ ）は対前年比の増減率

	自動車等	電気用品	燃焼機器	全 体
合 計 (前年からの増減)	361 (-11.3%)	368 (-9.6%)	70 (-30.7%)	799 (-12.6%)
① 製品の不具合により発生したと判断された火災	31	174	28	233
② 原因の特定に至らなかった火災	308	173	37	518
③ 現在調査中の火災	22	21	5	48

なお、平成25年中に製品の不具合により発生したと判断された火災のうち、平成21年から平成25年の5年間で件数が10以上あった製品は以下の3品となっており、全て社告等により示された不具合によるものでした（表2参照）。

これらの製品の不具合により発生したと判断された火災については、製品の種類ごとに火災件数を集計し、製造事業者名、製品名、型式などを公表し、国民へ危険情報を発信しております*。

また、消防庁では全国の消防機関に製品火災に関する調査結果について通知したほか、火災予防啓発及び火災原因調査の資料として活用し、収集した情報については、消費者庁に情報提供するとともに、自動車等については国土交通省と、電気用品及び燃焼機器については経済産業省と連携を図り、製品に起因する火災の再発防止のために活用することとしております。

（※ 消防庁ホームページ http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_7_1.html）。

3 今後の取組について

製品火災対策を推進し、類似火災の発生を防止するためには、消防機関の行う火災原因調査等により製品に係る火災の出火原因を究明し、出火原因に応じた火災の再発防止対策を講ずることが大変重要です。そこで、消防庁は、引き続き製品火災に関する調査結果を公表していくとともに、全国の消防機関が行う火災原因調査に対し専門的な知見や資機材による鑑識等の技術的支援を行うなど、消防機関の調査技術の向上を図りつつ、火災原因調査・原因究明体制の充実・強化に努めていくこととしております。

消防庁は、今後も関係機関との連携強化を図りつつ、消費者の安全・安心を確保し、製品に起因する火災事故の防止を推進して参ります。

表2 「製品の不具合により発生したと判断された火災」の製品

製造事業者等	製品名	型式	件数	備考	
(米)アップル社	携帯用音楽再生プレーヤー	iPod nano (第1世代)	22件	(平成25年: 7件)	下記の社告により示された不具合によるものである。 【事業者HP】 http://www.apple.com/jp/support/ipodnano_replacement/
				(平成24年: 4件)	
				(平成23年: 6件)	
				(平成22年: 4件)	
				(平成21年: 1件)	
岩谷産業株式会社	電子レンジ	IM-575	11件	(平成25年: 3件)	下記の社告により示された不具合によるものである。 【事業者HP】 http://www.iwatani.co.jp/jpn/top_info/detail.php?idx=8
				(平成24年: 1件)	
				(平成23年: 2件)	
				(平成22年: 4件)	
				(平成21年: 1件)	
岩谷産業株式会社	電子レンジ	IM-574	11件	(平成25年: 2件)	下記の社告により示された不具合によるものである。 【事業者HP】 http://www.iwatani.co.jp/jpn/top_info/detail.php?idx=8
				(平成24年: 1件)	
				(平成23年: 3件)	
				(平成22年: 2件)	
				(平成21年: 3件)	

問合わせ先

消防庁予防課 西尾
TEL: 03-5253-7523

平成26年度における消防庁所管補助金の 交付決定の状況

消防・救急課/防災情報室

消防庁では、消防防災施設整備費補助金については平成26年4月18日付け、緊急消防援助隊設備整備費補助金については、同日及び平成26年5月30日付けで交付決定を行ったところです。

消防庁が所管するこれらの補助金の平成26年度の予算額は、消防防災施設整備費補助金については16億1,938万1千円、緊急消防援助隊設備整備費補助金については48億9,671万7千円（うち消防救急デジタル無線分3億9,926万2千円）となっています。

表1 平成26年度消防庁所管補助金の交付決定状況

(単位:千円)

		消防防災施設 整備費補助金	緊急消防援助隊 設備整備費補助金
1	北海道	28,398	117,512
2	青森		42,534
3	岩手	20,423	45,709
4	宮城	10,772	15,385
5	秋田	32,316	63,468
6	山形	64,632	35,905
7	福島	16,988	46,655
8	茨城	42,577	177,673
9	栃木	59,248	306,228
10	群馬	10,772	122,341
11	埼玉	28,398	283,428
12	千葉	53,488	135,643
13	東京	36,848	379,666
14	神奈川		226,387
15	新潟	54,908	64,421
16	富山	24,298	71,363
17	石川	74,404	27,365
18	福井	6,773	23,593
19	山梨	53,671	14,549
20	長野	54,852	127,222
21	岐阜	41,853	116,244
22	静岡	46,772	110,693
23	愛知	25,123	477,682
24	三重	35,171	38,391
25	滋賀	17,327	31,551
26	京都	24,442	44,694
27	大阪	44,032	240,253
28	兵庫	8,079	310,476
29	奈良		16,527
30	和歌山	21,544	59,122
31	鳥取	16,158	22,003
32	島根	16,158	52,657
33	岡山		122,825
34	広島	53,331	153,650
35	山口	5,011	119,073
36	徳島	37,306	32,267
37	香川	29,856	13,866
38	愛媛	37,369	58,862
39	高知	36,100	131,363
40	福岡	54,215	104,232
41	佐賀	116,158	3,864
42	長崎	64,632	90,155
43	熊本	35,899	87,183
44	大分	69,908	14,576
45	宮崎	40,395	24,619
46	鹿児島	62,944	37,837
47	沖縄		45,795
合計		1,613,549	4,887,507

1 交付決定の概要

(1) 交付決定額

交付決定額の総額は65億105万6千円であり、その内訳は次のとおりです。

- ①消防防災施設整備費補助金 16億1,354万9千円
- ②緊急消防援助隊設備整備費補助金 48億8,750万7千円

(2) 主な対象施設及び設備

- ①消防防災施設整備費補助金にあつては、耐震性貯水槽444基、防火水槽（林野分）20基、備蓄倉庫（地域防災拠点施設）8基及び広域訓練拠点施設1ヶ所を整備する事業について交付決定を行いました。
- ②緊急消防援助隊設備整備費補助金にあつては、災害対応特殊消防ポンプ自動車（水槽付、化学及びはしご付のものを含む）142台、災害対応特殊救急自動車129台、救助工作車9台、災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車3台、支援車12台又は災害対応特殊泡原液搬送車1台を整備する事業及び5団体における消防救急デジタル無線設備の整備事業について交付決定を行いました。

2 都道府県別の交付決定の状況

補助金ごとの都道府県別の交付決定額は、表1のとおりです。

なお、市町村ごとの交付決定の状況は、消防庁のHPに掲載しています (<http://www.fdma.go.jp/>)。

3 その他

消防防災施設整備費補助金については、予算額を上回る要望が寄せられたところであり、その約7割の事業に対して交付決定を行ったところです。また、緊急消防援

助隊設備整備費補助金については、要望が寄せられたほとんどに対して交付決定を行ったところです。

また、地方公共団体において契約等を早期に行うことができるよう平成26年度においては、交付決定を4月に行いましたので、地方公共団体におかれては、直ちに契約事務に着手するとともに、事業の内容に変更が生じた場合は、速やかにその手続を行うようお願いします。

問合わせ先

消防庁消防・救急課
TEL:03-5253-7522
消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室
TEL:03-5253-7526

安全功労者・消防功労者表彰式 内閣総理大臣感謝状授与式

総務課

1 平成26年安全功労者内閣総理大臣表彰式

去る7月1日（火）内閣総理大臣官邸において、安倍晋三内閣総理大臣、大石利雄消防庁長官などのご臨席のもと、盛大に挙行されました。

安全功労者内閣総理大臣表彰は、国民一人ひとりが生活のあらゆる面において、安全確保に留意し、これを習慣化する気運を高め、火災等国民の日常生活を脅かす災害の発生の防止を図ることを趣旨として、行われているものです。



受賞者代表受領



安全功労者内閣総理大臣表彰受賞者（火災予防関係）

平成26年安全功労者内閣総理大臣表彰受賞者（火災予防部門）個人4名、団体3団体

2 平成26年度安全功労者・消防功労者総務大臣表彰式

去る7月4日（金）スクワール麴町において、関口昌一総務副大臣、大石利雄消防庁長官、秋本敏文日本消防協会会長、襲田正徳日本消防設備安全センター理事長ご臨席のもと、盛大に挙行されました。

安全功労者総務大臣表彰は、安全思想の普及や安全水準の向上等のために尽力し、又は貢献した消防職団員以外の個人・団体を受賞対象として表彰しているものです。



安全功労者総務大臣表彰受賞者（個人）



安全功労者総務大臣表彰受賞者（団体）

平成26年度安全功労者総務大臣表彰受賞者 個人15名、団体10団体

消防功労者総務大臣表彰は、広く地域消防のリーダーとして地域社会の安全確保、防災思想の普及、消防施設の整備、その他災害の防ぎよに関する対策の実施について、功績顕著な消防団員及び婦人（女性）防火クラブ員に対する表彰です。



消防功労者総務大臣表彰受賞者（消防団員）



消防功労者総務大臣表彰受賞者（婦人（女性）防火クラブ員）

平成26年度消防功労者総務大臣表彰受賞者 消防団員9名、婦人(女性)防火クラブ員5名

3 内閣総理大臣感謝状授与式

去る7月22日（火）において、内閣総理大臣官邸において、安倍晋三内閣総理大臣、坂本森男消防庁長官などのご臨席のもと、盛大に挙行されました。

内閣総理大臣感謝状は、自らの危険を顧みずに人命救助に尽力した功績があった者に対して授与されるものです。

消防・警察・海上保安関係を通じて個人4名・2団体が対象となり、消防関係からは、山崎貴之氏が授与されました（平成25年8月14日、千葉県柏市で発生した住宅火災において、現場から逃げ遅れた親子を、火煙激しく建物崩壊が進む中、住宅内に進入し救助）。



山崎氏受領



内閣総理大臣感謝状授与者

（山崎氏は前列右・坂本消防庁長官は後列左）

問合わせ先

消防庁総務課 野村、高橋
TEL: 03-5253-7521

危険物施設の多様な使用形態に対応した 技術基準のあり方検討会の開催

危険物保安室

1 はじめに

太陽光発電は、エネルギー基本計画（平成26年4月11日閣議決定）において、「温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な国産エネルギー源」である再生可能エネルギーとして位置づけられています。また、平成24年から固定価格買取制度がスタートし、日本でも太陽光発電の加速的な市場拡大が始まり、全国でも日当たりの良い屋根や空きスペースなどが、太陽電池モジュールの設置場所候補として検討されています。

このような状況の中で、危険物施設における太陽光発電設備の設置要望が増えていることを踏まえ、危険物施設に太陽光発電設備を設置するという新たな使用形態に伴って想定される火災危険性を抽出してその安全対策を考慮した技術基準のあり方について検討するための検討会を発足し、第1回の検討会を6月24日（火）に開催しました。

2 検討項目

検討項目については次のとおりです。

- (1) 太陽光発電設備が設置された危険物施設の実態調査
- (2) 危険物施設に太陽光発電設備を設置する場合の火災危険性に関する事項
- (3) 危険物施設に太陽光発電設備を設置する場合の安全対策のあり方に関する事項

3 第1回検討会の内容

第1回検討会では、検討の趣旨及び進め方、危険物施設における太陽光発電設備の設置状況に関する実態調査・分析(案)、危険物施設の放爆に関するシミュレーション(案)、スケジュール等について説明が行われた後、今後の検討の方向性等について検討が行われました。

4 今後のスケジュール

- ・第2回 平成26年9月（予定）
- ・第3回 平成26年12月（予定）
- ・第4回 平成27年2月（予定）

委員名簿（敬称略）

【座長】

大谷 英雄 横浜国立大学大学院環境情報研究院 教授

【委員】（五十音順）

青戸 久明	日本危険物倉庫協会 理事
井上 貴光	一般財団法人電気安全環境研究所 研究事業センター太陽電池測定・認証グループ グループマネージャー
喜々津仁密	独立行政法人建築研究所 構造研究グループ 主任研究員
熊本 正俊	一般社団法人日本化学工業協会 環境安全部部长
今野 和義	全国石油商業組合連合会
清水 秀樹	石油連盟 給油所技術専門委員会委員長
杉本 完蔵	一般社団法人太陽光発電協会 幹事
高橋 俊勝	川崎市消防局 予防部危険物課長
田中 由人	神戸市消防局 予防部査察課長
塚目 孝裕	消防庁消防大学校消防研究センター 技術研究部特殊災害研究室長
西川 省吾	日本大学理工学部電気工学科 教授
山口 克己	東京消防庁 予防部危険物課長
吉田 一史*	石油化学工業協会 保安・衛生委員会 消防防災専門委員長 ※7月から鶴岡 健（同委員長）に交代

事務局 消防庁危険物保安室



第1回検討会の様子

問合わせ先

消防庁危険物保安室 危険物施設係
中嶋・各務
TEL:03-5253-7524

「土砂災害時の救助活動のあり方に関する検討会」の開催

参事官付

1 背景・目的

近年、東京都伊豆大島の土石流などの大規模な土砂災害が頻発しており、今後、気候変動の影響により、土砂災害等の危険性はますます高まると予測されています。大規模な土砂災害の救助活動においては、二次災害の危険性が高い中で、長時間にわたり広範囲に及ぶ活動が必要であり、また、その実施においては、救助機関、医療機関、土木担当部署等との緊密な連携が不可欠となります。このような救助活動の手法は現在のところ標準化されておらず、過去の活動の教訓等も体系的に整理されていません。

このため、実災害での経験を踏まえ、国内外の先進的な取組も参考としつつ、大規模な土砂災害での救助活動を安全かつ効率的に実施するための活動要領を検討することを目的として「土砂災害時の救助活動のあり方に関する検討会」を発足し、7月1日に第1回検討会を開催しました。

2 検討項目

検討会では、主に次の項目について検討を行います。

- ・関係機関との緊密な連携活動要領
- ・早期に救助活動を開始するための状況把握方法とその情報を活用した検索場所の選定要領
- ・二次災害を防止するための安全管理の手法
- ・効率的な救助活動要領
- ・資機材の効果的な活用方法

3 第1回検討会の内容

第1回検討会では、検討会の趣旨やスケジュール等について事務局から説明が行われた後、国土交通省から土砂災害の現状の説明、消防本部から事例報告等が行われるとともに、今後の検討方針等について審議が行われました。

4 検討会のスケジュール

- ・第1回 平成26年7月1日
- ・第2回 平成26年9月（予定）
- ・第3回 平成26年11月（予定）
- ・第4回 平成27年1月（予定）

本検討会の検討結果は、平成26年度中に「土砂災害時の救助活動のあり方に関する検討会報告書」として取りまとめる予定です。

土砂災害時の救助活動のあり方に関する検討会構成員（敬称略・五十音順）

【座長】

小林 恭一 東京理科大学大学院教授

【委員】

池谷 浩 政策研究大学院大学特任教授

大勝 道里 長岡市消防本部柘尾消防署長

大友 康裕 東京医科歯科大学大学院教授

岡本 敦 国土交通省砂防部砂防計画課地震・火山砂防室長

荻澤 滋 内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（災害緊急事態対処担当）

萱津 雅弘 東京消防庁警防部特殊災害課長

草場 秀幸 在日米海軍統合消防局佐世保署小隊長

黒川純一良 国土交通省水管理・国土保全局防災課災害対策室長

今野 隆嗣 大曲仙北広域市町村圏組合消防本部警防課長

佐野 元康 日本消防協会業務部長

重川希志依 富士常葉大学大学院教授

周防 彦宗 由利本荘市消防団長

立石 信行 全国消防長会事業部事業企画課長

土屋 智 静岡大学教授

長井 義樹 国土技術政策総合研究所土砂災害研究部

深層崩壊対策研究官

長堀 弘 松戸市消防局警防課長代理

濱中 延元 田辺市消防本部消防本部理事

原田 忠義 防衛省運用企画局事態対処課国民保護・災害対策室長

村田 吉伸 静岡市消防局警防部警防課長

和田 薫 警察庁警備局警備課災害対策室長



問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部参事官付
小林補佐、鶴見係長、加藤事務官
TEL:03-5253-7507

緊急消防援助隊情報

緊急消防援助隊車両(津波・大規模風水害対策車)の配備について

広域応援室

1. はじめに

東日本大震災では、発災日から88日間にわたり、延べ約3万1千隊、約11万名の緊急消防援助隊員が消防・救助活動に尽力し、5,064名の人命を救助しました。しかし、がれきが山積する現場や広範囲に浸水が続く現場など、活動に苦慮した事例があったことから、機動力の高い車両・資機材等の配備の必要性が強く認識されました。

消防庁では、こうした教訓を踏まえ、冠水地域において円滑に消防活動が果たせるよう、水陸両用バギーや水難救助資機材を装備した「津波・大規模風水害対策車両」を配備することとしましたので、その概要を紹介します。

2. 津波・大規模風水害対策車両

(1) 車両概要

「津波・大規模風水害対策車両」は、全長約9.3m、全幅約2.5mで、泥ねい地において高い走破性のある水陸両用バギーやFRPボート、ライフジャケット等の資機材を積載し、津波や大規模風水害による冠水地域での人命救助に特化した特殊消防車両です。



津波・大規模風水害対策車両

【特徴】

●水陸両用バギー

全長:3,020mm、全幅:1,525mm、
全高:1,900mm、乗車定員:陸上
6名・水上4名、最高速度:陸上
32km/h・水上4km/h、登坂可能
斜度:30度



水陸両用バギー



FRP製ボート

●FRP製ボート

繊維強化プラスチック製
で、組み立て式のためコン
パクトに収納が可能。

●ゴムボート

馬力の高い船外機が取付けられ
るため、風水害時等で流れの強
い流域の活動に適している。



ゴムボート



落水者リカバリーシステム

●落水者リカバリーシステム

1人または2人の少ない操作
員で要救助者をボート上に引
き上げることが可能。

●フローティング担架

水抜きの良いメッシュ構造で、
フレームにフロートを備えるこ
とで浮力を有している。



フローティング担架



スケッドストレッチャー

●スケッドストレッチャー

狭い空間からの引きずり救
出を行うことに適している。
瓦礫等が堆積する場所
での搬送に有効。



●**ドライスーツ**

伸縮性と耐擦過性がある完全気密仕様の水難救助用ドライスーツ。



ドライスーツ



胴付長靴

●**胴付長靴**

つま先保護並びに踏み抜き防止処理。

●**ライフジャケット**

浮力が高く、視認性、収納性も考慮したもので、無線等の器材収納が可能な大型ポケットを装備。



ライフジャケット

●**救助活動用伸縮棒**

伸縮可能となっており、引っ掛け、水中での引き寄せなどが可能。



救助活動用伸縮棒

●**スローバッグ**

水上の要救助者を入水することなく救出が可能。



スローバッグ



トランシーバー

●**特定省電力トランシーバー（防水タイプ）**

(2) **配備先等**

本車両は、消防庁が消防組織法第50条（国有財産等の無償使用）に基づき、南海トラフ地震や首都直下地震により甚大な被害が想定される地域や全国的な大規模災害への即応体制を考慮し、全国15消防本部に配備しました。

配備先消防本部

都道府県名	消防本部名
1 北海道	苫小牧市消防本部
2 岩手県	北上地区消防組合消防本部
3 宮城県	塩釜地区消防事務組合消防本部
4 茨城県	日立市消防本部
5 埼玉県	埼玉東部消防組合消防局
6 神奈川県	平塚市消防本部
7 新潟県	新潟市消防局

	都道府県名	消防本部名
8	富山県	富山県東部消防組合消防本部
9	愛知県	海部南部消防組合消防本部
10	大阪府	大阪市消防局
11	兵庫県	神戸市消防局
12	和歌山県	和歌山市消防局
13	島根県	江津邑智消防組合消防本部
14	岡山県	岡山市消防局
15	徳島県	徳島市消防局
16	熊本県	八代広域行政事務組合消防本部
17	沖縄県	那覇市消防局

※3及び5については、平成26年度配備予定

(3) **水陸両用バギー操作訓練**

水陸両用バギーは、高い走破性を有し、冠水地域において機動的な人命救助活動が期待できることから、本格的な梅雨期及び台風時期を前にした平成26年6月、配備先消防機関の隊員を対象に操作訓練を実施しました。訓練では、安全管理はもとより、スラローム、斜面上昇・降下、不整地走行、水上航行等の実技を行いました。



不整地走行訓練



水上訓練



泥ねい地走行訓練

3. **おわりに**

この「津波・大規模風水害対策車両」は、東日本大震災での教訓を踏まえ、津波浸水地域における緊急消防援助隊の活動能力向上を図るために配備されたものです。各配備先消防本部におかれましては、今後、訓練等を通じて、装備・資機材の習熟を図っていただき、大規模風水害時等には、緊急消防援助隊として効果的な活動を行い、人命救助活動に役立てていただくことを期待しています。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課広域応援室 二村
TEL: 03-5253-7527

先進事例 紹介

～人を結び、時を結び、地域を結ぶ～「結の故郷 (ゆいのくに) 女性分団」

福井県 大野市消防団

1 はじめに

大野市は、福井県の東端に位置し、四囲を1,000m級の霊峰白山の支脈に囲まれた自然豊かで、おいしい水と食に育まれた、「奥越の小京都」とよばれる歴史、文化、伝統が息づくまちです。

面積は、県内一の872km²を有し、その約80%を林野に覆われており、人口は35,000人余りです。

大野市消防団は、現在、1本部、10分団、36部、480名で組織されており、女性分団は、団本部に属し、分団長以下100名の女性消防団員が活動しています。

結の故郷 (ゆいのくに)

大野市では、人、歴史、文化、伝統、自然環境、食などの本市が誇る魅力ある素材のすべてを越前おおのブランドとして磨き上げ、元気な大野の実現を目指すため、平成25年度に「越前おおのブランド」を策定し、それに基づき、大野市全体のブランドイメージを表現するキャッチコピーを「結の故郷越前おおの」と決めました。



2 女性消防団員の誕生

少子高齢化と人口減少等により、消防団員の確保が難しい中、大野市では、地域に密着した女性を消防団員として登用し、地域防災力の充実強化を図るため、平成20年4月1日に、はじめて女性消防団員を14名採用しました。部長1名、班長2名、団員11名が、団本部付

で消防団活動をスタートしました。平成24年4月1日には、さらに1名が採用され、15名となり、消防団員としての教養・訓練を重ねて、大野市消防総合訓練をはじめとする各種訓練に参加するほか、市民に対して予防啓発活動等を行っています。

3 これまでの女性消防団員の活動

大野市消防総合訓練や大野市消防団操法大会では、訓練や大会運営に参加し、規律・統制のとれた軽可搬ポンプ操法を披露するなど、男性顔負けの活動を行っています。

一方、全国女性消防団員活性化大会に参加し、先進的な取り組みを行っている女性消防団員の活動状況を学び、女性消防団員としてのあり方を検証しているほか、消防団幹部候補中央特別研修を受講し、将来の幹部団員の育成にも取り組んでいます。

また、火災予防運動期間における予防広報はもとより、市内の幼稚園で防火紙芝居を披露したり、各種イベントへ積極的に参加したり、その活動は多岐に亘っています。



分列行進 (まとい隊)



軽可搬ポンプ操法披露



全国女性消防団員活性化ぎふ大会



防火紙芝居（市内保育園）



住宅用火災警報器の広報



市内マラソン大会出場

これらの活動を通して、「女性ならではの視点で」「女性の立場で、地域の役に立つためには」「今、私たちにできることは何だろう」ということを団員全員で考察しながら、今日に至っています。

4 「結の故郷女性分団」誕生



辞令交付

平成25年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が公布されたことを受け、大野市では、住民の安全・安心の確保に資することを目的として、平成26年4月1日に、女性消防団員を新たに85名採用し、総勢100名の「結の故郷女性分団」が誕生しました。

平成25年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が公布されたことを受け、大野市では、住民の安全・安心の確保に資することを目的として、平成26年4月1日に、女性消防団員を新たに85名採用し、総勢100名の「結の故郷女性分団」が誕生しました。

6月1日に行われた結成式では、各団員に辞令が交付され、真新しい分団旗が団長から分団長へと付与されました。続いて上村則子分団長が、「女性ならではの感性を生か



分団旗付与

して、安全で安心して暮らせる大野市を目指し、研さんすることを誓います」と力強く決意の言葉を述べました。

大野市消防団の安間勝也団長は、「380名の男性団員と100名の女性団員が、心を一つにして、災害に強いまちづくりに向け、まい進していきたい」とあいさつ、新しい女性分団としてのスタートを切りました。

大野市民のために、「自らの地域は自らで守る」という崇高な郷土愛護の精神のもと、地域の安全・安心を守る中核的な担い手として、大きな役割を果たせるよう、消防団員としての教養・訓練を十分に重ね、女性ならではの明るさとネットワーク、そしてあたたかさときめ細やかさを最大限に生かし、地域に根ざした活動を行うことが団員一同の思いです。



大野市長へ決意の言葉



結の故郷女性分団

5 まとめ

先人から受け継いできた、お互いを助け合い地域とのつながりを大切にする「結の心」を再認識し、「結の故郷」の名にふさわしい女性分団として、今後、100人の女子力を結集し、大野市消防団として更なる組織力の強化・活性化を図り、市民力、地域力の向上に努めていきます。



さらなる消防広域化を目指して

静岡県 下田消防本部

1 下田地区消防組合の概要

下田地区消防組合は、静岡県東部の伊豆半島南部に位置し、下田市、河津町、南伊豆町、西伊豆町及び松崎町の1市4町により一部事務組合を組織し、消防事務の共同処理を行っています。

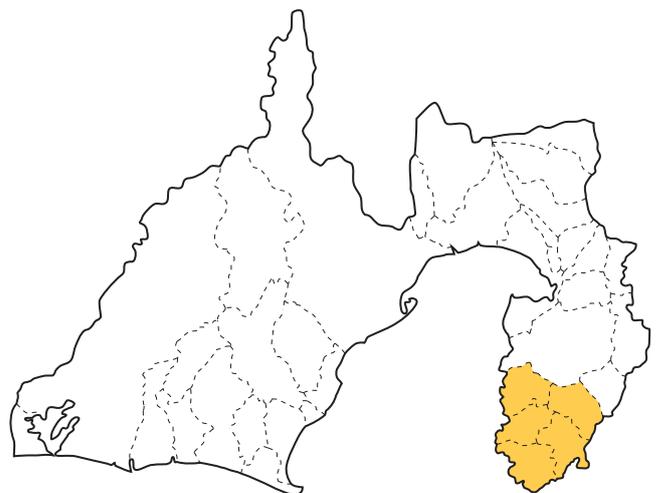
管轄区域は、全域が富士箱根伊豆国立公園に属し、文豪川端康成の代表作「伊豆の踊子」の舞台となった天城山系を背にして駿河湾、相模湾に面する風光明媚な海岸線を臨み、海山の豊かな自然と良質な温泉に恵まれた有数の観光地として、四季を通して多くの観光客が訪れています。

消防本部を置く下田市は、黒船来航とアメリカ総領事館が置かれた開国の地として歴史に刻まれ、毎年5月に開催する「黒船祭」は、国内外から多くの人々が訪れ、国際色豊かな催しとなっています。

交通網は、鉄道が伊豆急下田駅から東海岸に沿って熱海駅で東海道本線に接続し、道路は、半島の中心を南北に縦断する国道414号線と、東西の海岸線を走る国道135号線及び136号線が主要なルートとなっています。

平成25年4月1日の広域化により、管内人口は約6万人、管轄面積は507km²で半島の約2分の1を占める広さとなりました。消防体制は、広域化前の消防力を引き継ぎ、1本部2消防署2分署、職員数118人、消防車両25台を配備しております。

管内図



下田・西伊豆地区消防救急広域化記念式典(H25.4.1)

2 広域化に至る経緯

静岡県東部の消防広域化は、静岡県が平成20年3月に策定した「静岡県消防救急広域化推進計画」に基づき、県東部地区を一圏域として広域化の実現に向けた協議を開始しましたが、平成22年6月、対象市町による検討結果を受けた推進計画の変更を経て、平成24年3月、下田地区消防組合及び西伊豆広域消防組合の関係1市4町は、沼津市を中心とする5市7町の枠組みの中で「駿東伊豆地区消防救急広域化協議会」へ参画することに決定しました。

その後協議を重ねた結果、市町の規模や財政力の格差等の諸課題の多くが平成28年4月1日を期限とする消防広域化までに調整することは困難とする判断で一致し、同協議会の枠組みを崩すことなく関係1市4町が先行して広域化を図り、組織の体制を整備した上で改めて駿東伊豆地区の枠組みに参画することが最善とする結論に達し、同協議会の了承を得て、平成24年6月「下田・西伊豆地区消防救急広域化協議会」を設立し、翌年4月1日の運用開始を目的に建設的に協議を進め、西伊豆広域消防組合を構成していた西伊豆町及び松崎町が下田地区消防組合に加わるかたちで広域化の実現に至りました。

3 広域化の効果

広域化の効果としては、まず人事ローテーションが活性化され、さらに職員のモチベーションが上がることで相乗的に組織全体の活性化が図れました。



下田・西伊豆地区消防救急広域化記念式典(H25.4.1)



隣接消防本部との合同水難訓練(H26.7)

また、部隊数の増加により初動体制が強化され、広域化直後の昨年7月に管内で発生した豪雨災害では、一本化した指揮体制の下、署間の効率的な部隊運用により迅速な災害対応を行ったことは、広域化の効果を十分に実感できるものでした。

財政面の効果としては、その基盤が強化されたことにより車両の更新等事業計画の遂行がより円滑になったことに加え、平成26年度中に整備するデジタル無線施設等についても効率的な基地局の配置が可能となり、大幅な経費の節減を図ることができました。

4 課題と今後の取組み

伊豆半島南部は、急速に進む過疎高齢化から、将来の消防需要を見据えた適正な消防力の配備が求められる一方で、大規模地震の震源域に直面し、より広域的かつ実効的な災害対策が喫緊の課題であり、今後、さらなる広域化に向けて駿東伊豆地区の消防広域化の動向を注視し、組織の体制整備を図っていきます。

5 おわりに

相互が小規模な消防本部の広域化ですが、1年が経過し、その効果は住民の皆様からも一定の評価をいただいています。今後も、職員一丸となって質の高い消防行政を目指してまいります。

NHK土曜ドラマ「ボーダーライン」撮影に対する協力について

大阪市消防局

大阪市消防局では、広報活動の一環として、10月4日（土）からNHKで全国放送されるドラマの撮影に対し全面的に協力しています。当局を舞台に若い消防士が、様々な現場を体験し「やる気のない若者」から「救う側の人間」へと変貌していく姿を描いたものです。

主な協力内容は、消防署等撮影場所の提供、消防車両及び資器材の使用、消火・救助・救急活動での動きなど



撮影現場での演技指導の様子
(写真後列左から：徳井優・小池 徹平・藤原紀香)

消防の専門的な演技にかかる指導などを行いました。

舞鶴若狭自動車道における集団事故対応訓練

敦賀美方消防組合

舞鶴若狭自動車道の全線開通を前に、高速道路利用者を含む地域住民に対し安全安心を提供することを目的として、本線上での集団災害多重事故を想定し、関係機関（7機関144名、車両21台、防災ヘリ1機）が参加し、大規模な演習訓練を行いました。

今後も、訓練を定期的実施し、関係機関との連携体制を強化していきたいと考えております。

主催 敦賀美方消防組合・若狭消防組合
福井県警察本部・中日本高速道路株式会社



敦賀美方消防部隊による、救助及び火災警戒活動



若狭消防部隊による救助活動



三方五湖パーキングエリア内に応急救護所を設置して行ったトリアージ訓練

消防通信

望

楼

ぼうろう

幼年消防クラブ花火教室の実施

島田市消防本部

島田市消防本部では7月2日～4日の3日間幼年消防クラブの園児を対象に花火教室を実施しました。花火教室では消防団女性消防隊員及び消防職員と一緒に花火の楽しみ方について学びました。

また七夕を前に、折り紙に「ひのようじん」の願いをこめて、高さ約8メートルの竹に飾りつけ、最後に消防職員手作りのパネルの前で記念撮影を行いました。



防爆セミナーを開催 広島県廿日市市危険物安全協会

廿日市市消防本部

平成26年6月11日（水）、廿日市市消防本部及び廿日市市危険物安全協会では、90名が参加し、防爆セミナーを開催しました。

このセミナーではIDEC株式会社により、消防法及び電気事業法による防爆に関する規制や危険場所の分類による防爆構造規格の違い、発火源や電気設備が原因の火災事故例等についても説明されました。

参加された事業所の方は興味を示され、防爆に対する考えを再認識する良い機会となりました。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより

救助科 (第69期)

消防大学校では、平成26年4月14日から6月4日までの52日間にわたり救助科第69期を実施し、全国の消防本部等から選抜された救助業務の指導的立場にある消防職員59名が、寄宿舍生活を送りながら共に学びました。

救助科の教育目的は、救助業務に関する高度な知識及び技術の修得と、救助業務の管理者・指導者としての資質向上を図ることであり、組織の幹部候補として必要とされる知識や心構えの修得を主眼に置いて実施しました。

座学では、救助行政の動向をはじめ、安全管理、現場指揮、リーダーシップ論、NBC災害、惨事ストレス対策等、救助隊長として必要不可欠となる知識の修得に努めました。

実技では、学生が講師となり講義及び実技指導を行う教育指導演習、放水要領を含む火災救助訓練、火災救助現場を想定した救助現場指揮訓練、編みロープを使用した訓練等を実施し、「基本があつての応用」をテーマに基本的技術の再確認から指導技法まで幅広い内容での実科を行いました。

そのほか、校外研修として海上災害防止センターでの

火災消火技術、埼玉県長瀬町での急流救助対策訓練、東京消防庁奥多摩消防署訓練場における山岳救助訓練、東京消防庁第八方面本部訓練場における震災救助訓練を実施し、各機関のご協力により、大きな成果を挙げることができました。

また、救助科企画総合訓練では、近隣の消防5本部を教育支援隊として招聘し、課程を総括する訓練と位置づけて、学生と教官が一丸となって訓練の企画から終了後の検証に取り組み、本課程の教育効果を確認しました。

研修を終えた学生からは、「高度な知識・技術以外にも、忘れかけていた基本の大切さを再認識させていただき大変勉強になった」、「詳細な技術と、知識を習得でき、また指導者としてのスキルを身につけることができるカリキュラムでした」等、教育訓練全般及び学生相互の交流を含めて、総合的に有益であったと評価する意見が多く寄せられました。

今後は、消防大学校で修得した高度な知識と磨きをかけた判断力に加え、全国の仲間から得た情報を活かし、救助業務における指導者及び幹部として全国各地域で安心と安全の確保・維持のため活躍することが期待されます。



救助科企画総合訓練の様子



教育指導演習の様子

危機管理・防災教育科 自主防災組織育成コース (第10回)

消防大学校では、平成26年5月28日から6月3日までの5日間にわたり、危機管理・防災教育科 自主防災組織育成コース (第10回) を開講しました。

本コースは、都道府県、市町村及び消防本部等の自主防災組織の指導・育成担当者が業務に必要な知識及び能力を習得することを目的としています。消防大学校の全課程の中でも、都道府県、市町村の一般行政職員と消防職員とが共に学び、寮生活を送る数少ないコースのひとつです。

カリキュラムの編成にあたっては、地域防災の問題点や課題等の研究と教育・指導技法、訓練手法等の習得を主眼としました。

自主防災組織育成に必要な「教育技法」の講義では、自主防災組織の育成時はもちろん、職場での部下の指導や今後の人生においても大変有益であるという意見が多く、また、「市民防災活動の実際」の講義では、女性の視点から見た「避難所運営」に主眼点を置き、実経験に基づく女性や子供の視点での避難所運営について、今後

の教育訓練や避難所運営に非常に参考になったという意見が多くありました。

課題研究では、行政職員と消防職員とのバランスを考慮した班編制を行い、班ごとに日頃抱えている問題点の中から研究課題を決定し、その解決策を探るため、限られた時間の中で、積極的な討議を行いました。行政職員と消防職員で様々な視点から考えることができ、問題解決の端緒が得られた有意義なものとなり、各関係機関との連携の重要性についても更に認識が深まりました。

研修を終えた学生からは、「消防職員と行政職員との交流を深めることで情報交換ができ今後につなげていきたい」、「他都道府県、他市町村の抱える問題点を共有し、様々な意見を聞くことができ現場で生かせることを多く学べた」などの感想が寄せられました。

今後は、自主防災組織を指導・育成していく上で、消防大学校で得た知識、技術を十分に活用し、それぞれの地域で活躍されることが期待されます。



課題研究の様子



図上訓練の様子

問い合わせ先

消防大学校教務部
TEL: 0422-46-1712



最近の主な報道発表について (平成26年6月26日～平成26年7月25日)

<総務課>

26.7.3	消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する中間答申	第27次消防審議会において「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する中間答申」が取りまとめられ、消防審議会会長から消防庁長官に手交されました。
26.7.2	平成26年度安全功労者・消防功労者総務大臣表彰	安全功労者表彰受賞者 個人15名、団体10団体 消防功労者表彰受賞者 消防団員9名、婦人(女性)防火クラブ員5名
26.6.30	平成26年安全功労者内閣総理大臣表彰(消防関係)	平成26年安全功労者内閣総理大臣表彰(消防関係)受賞者 個人4名、団体3団体

<救急企画室>

26.7.17	平成26年6月の熱中症による救急搬送の状況	平成26年6月の熱中症による全国の救急搬送の状況(確定値)を取りまとめましたので、その概要を公表します。
26.7.14	「平成26年度救急業務のあり方に関する検討会」の発足	救急業務のあり方全般について研究・検討し、救急業務の更なる高度化を推進するため、「平成26年度救急業務のあり方に関する検討会」を発足することとしました。
26.7.7	自動体外式除細動器(AED)の更なる有効活用に向けた取組の推進	AEDの有効活用に向け、下記について、各地域における更なる取組を促進するため、各消防本部に通知いたしました。 1 AEDの設置場所に関する情報の収集及び住民に対する情報提供の推進 2 AEDを設置している施設の従業員や周辺住民等に対する応急手当の普及促進 3 AEDの設置場所に関する情報の通信指令システムへの登録及び口頭指導における当該情報の活用の推進

<予防課>

26.7.25	住宅用火災警報器の設置率等の調査結果(平成26年6月1日時点)	消防庁では、消防法により設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率等について、平成26年6月1日時点での調査結果をまとめました。
26.7.25	防火対象物に係る表示制度の表示マークの掲出開始	平成26年8月1日から、表示基準に適合しているホテル・旅館に対し交付される表示マークの掲出が全国的に開始されますのでお知らせします。また、各消防本部等においては、掲出開始に併せ、交付式等の実施を予定しています。
26.7.18	防災カーテンの性能確保等	自主回収の対象となる防災カーテンの原反が7品あった(本年2月5日に公表)ことを踏まえ、防災カーテンの性能確保の方策について取りまとめましたので公表します。
26.7.18	消防法施行令の一部を改正する政令(案)等に対する意見募集	消防庁は、消防法施行令の一部を改正する政令(案)等の内容について、平成26年7月19日から平成26年8月17日までの間、意見を募集します。
26.7.4	「有床診療所・病院火災対策報告書」の公表	消防庁では、「有床診療所・病院火災対策検討部会」を開催し、有床診療所及び病院等の火災被害拡大防止対策及び火災予防行政の実効性向上等に関する検討を行ってきたところであり、この度、報告書が取りまとめられたことから公表いたします。
26.6.27	平成25年1月～12月の製品火災に関する調査結果	消防庁では、消費者の安心・安全を確保するため、火災を起こす危険な製品の流通防止を目的として、平成25年1月～12月に発生した自動車等、電気用品及び燃焼機器に係る火災のうち、「製品の不具合により発生したと判断された火災」、「原因の特定に至らなかった火災」等の製品情報を調査しました。

<危険物保安室、特殊災害室>

26.6.26	三菱マテリアル(株)四日市工場爆発事故を踏まえ、クロロシランポリマー類等を取り扱う業界団体に留意事項を示すとともに、その他の業界団体等に注意喚起を行いました。	三重県四日市市の三菱マテリアル(株)四日市工場爆発事故の直接の原因となった物質に係る留意事項を取りまとめるとともに、非正常作業時等に予期せぬ危険な反応等により災害の発生のおそれがある場合の留意事項を取りまとめ、クロロシランポリマー類及びその加水分解生成物を取り扱う業界団体に行動計画を策定する際の留意事項として示すとともに、その他の業界団体及び都道府県に対して注意喚起を行いました。
---------	---	---

<特殊災害室>

26.7.25	石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令(案)に対する意見募集	消防庁は、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令(案)の内容について、平成26年7月26日から平成26年8月24日までの間、意見を募集します。
---------	--	---



報道発表等

<参事官付>

26.6.27	「土砂災害時の救助活動のあり方に関する検討会」の発足	土砂災害時の救助活動の充実を図ることを目的として、「土砂災害時の救助活動のあり方に関する検討会」を開催し、大規模な土砂災害での救助活動を安全かつ効率的に実施するための活動要領について検討を行っていくこととしました。
---------	----------------------------	---

<防災情報室>

26.7.23	平成25年(1月～12月)における火災の状況(確定値)	前年と比較すると、総出火件数が増加する一方で、火災による死者数は減少しています。
---------	-----------------------------	--

最近の通知 (平成26年6月20日～平成26年7月25日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防予第286号	平成26年7月25日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	住宅用火災警報器の設置率等の調査結果（平成26年6月1日時点）について
事務連絡	平成26年7月18日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	防災カーテンの性能確保等について
消防予第281号	平成26年7月15日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	エアゾール式簡易消火具の不具合に係る注意喚起等について
消防地第79号	平成26年7月14日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	第27次消防審議会中間答申を踏まえた消防団の更なる充実強化について（依頼）
消防救第116号	平成26年7月7日	各都道府県消防防災主管部（局）長	消防庁救急企画室長	自動体外式除細動器（AED）の更なる有効活用に向けた取組の推進について（通知）
消防予第269号	平成26年7月1日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について（通知）
消防予第267号	平成26年6月30日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	違反是正推進に係る弁護士相談事業の実施について（通知）
消防消第146号	平成26年6月30日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長	平成25年度における消防職員委員会の運営状況及び平成26年度における消防職員委員会の運営に関する留意事項について
事務連絡	平成26年6月26日	各都道府県消防防災主管課	消防庁予防課	平成26年度予防技術検定受検予定者数の調査結果について
消防危第174号 消防特第134号	平成26年6月26日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長 消防庁特殊災害室長	三菱マテリアル（株）四日市工場爆発事故を踏まえた保守・点検時等の事故防止に係る留意事項について
消防地第51号	平成26年6月20日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁国民保護・防災部 地域防災室長	消防団協力事業所表示制度の要綱の制定状況等及び特例措置の実施状況（平成26年4月1日現在）について

広報テーマ

8 月		9 月	
①防災訓練への参加の呼びかけ ②地震に対する日常の備え ③危険物施設等における事故防止 ④電気器具の安全な取扱い	防災課 防災課 危険物保安室 予防課	①9月9日は救急の日 ②住宅防火防災キャンペーン ③事業所に対する消防団活動への理解と協力の呼びかけ	救急企画室 予防課 地域防災室



お知らせ



9月1日は防災の日

防災訓練に参加しましょう

～災害に備え、防災知識の向上をめざす～

防災課

わが国では、毎年のように地震、台風、大雨などの自然災害が発生し、各地で多くの被害が出ています。なかでも、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、地震と津波等により死者・行方不明者が2万1千人を超える甚大な被害が発生しました。

また、首都直下地震や南海トラフ巨大地震といった大規模地震の切迫性も指摘されています。

さらに、最近では竜巻や局地的大雨、土砂災害による被害が多発しています。

このような状況の下、被害を最小限に抑えるためには、国民一人ひとりが災害に対する正しい知識を身につけ、いざというときに落ち着いて的確な行動をとることが重要であり、そのためにも、各地方公共団体、企業、地域コミュニティなどで行われる防災訓練に積極的に参加することが望まれます。

防災訓練では、情報の収集伝達、避難・誘導、初期消火、応急救護、地震体験など実践的な対応を経験するこ

とにより、一人ひとりが災害発生時の対応策を身につけることができます。また、いつ起きるかわからない地震・津波災害などに対する備えは、常日ごろから防災意識を持って生活することや防災訓練の体験などによって培われるものといえます。

国や地方公共団体では、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に防災訓練を行いますので、積極的に参加し、いざという時に対応できる力を身につけましょう。

*防災訓練の日程は地域によって異なりますので、詳細はお住まいの地方公共団体にお問い合わせください。お問い合わせください。

地域で行われる防災訓練へは、自分の住んでいる地域の方々と共に“いざという時どうするか”という心構えで参加し、家族みんなで防災について話し合しましょう。

〈 いざというときの備え確認チェック☑ 〉

- 非常持ち出し品の準備、避難場所までの順路の確認
 - ・次の物はすぐに持ち出せるように用意しましょう。
現金、救急箱、懐中電灯、ライター、電池、毛布、食品、飲料水、ラジオなど
- 消火器の正しい使い方などの習得
 - ・消火器は初期消火に有効なので正しい使い方を覚えましょう。
- 正しい情報の入手方法と家族や近隣の人の安否情報を確認する方法を学ぶ
 - ・携帯電話、インターネット、ラジオ、防災行政無線などで正しい情報を入手しましょう。
 - ・毎月1日・15日や防災週間などで災害伝言ダイヤル（171）が体験利用できるのので、使い方を確認して、いざというときに大切な人の安否情報を確認できるようにしましょう。
- 軽いけがの処置など、協力して行う応急救護の方法を学ぶ
 - ・消防署などで行う救命講習会では、軽いけがの処置をはじめ心肺蘇生法について習得できますので、進んで参加しましょう。
- 地域住民等で協力して行う救出活動の方法を学ぶ
 - ・大規模な災害時には消防車や救急車がすぐに救出に向かえない場合もあるため、身近にあるノコギリ、自動車のジャッキ、ボールなどを使用し、建物の倒壊や落下物などの下敷きになった人を地域のみんなが協力し合って救出できるようにしましょう。
- 避難前の火災防止策の確認
 - ・停電から復旧した時の通電火災を防ぐため、電気のブレーカーを切りましょう。
 - ・ガス漏れによる火災を防ぐため、ガスの元栓を閉めましょう。
- 家具等の転倒・落下防止など、自分たちで事前に備えとしてできることを実行する
 - ・自分の身は自分で守る、自分たちのまちは自分たちで守る、という意識を持って生活しましょう。

総務省消防庁 生活密着情報 「地震などの災害に備えて」をぜひ参考にしてください。

〈リンク先〉 <http://www.fdma.go.jp/html/life/>

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 吉岡
TEL: 03-5253-7525



地震に対する日常の備え

防災課

地震が発生した時、被害を最小限におさえるには、一人ひとりが冷静に適切に行動することが重要です。

そのためには、皆さんが地震について関心を持ち、日頃から地震発生時に備え、自分の身の安全確保や非常持出品などについて、家庭で取組をすすめていくことが大切です。

1. 家庭での防災会議

地震の時には、まず自分の身の安全確保を第一に考え、また家族が慌てず落ちついて行動できるよう、日頃から話し合い、情報を共有しておきましょう。

- 地震はいつ起こるかわからないことから、時間帯によって誰が在宅しているかなど、家族構成も考慮しながら様々なケースを想定し、次のようなことも話し合っておきましょう。
 - ・住宅の耐震化や家具の転倒防止対策は十分か
 - ・家の中でどこが一番安全か
 - ・非常持出袋はどこに置いてあるか
 - ・避難場所、避難路はどこか
- 海岸で強い揺れや弱くても長い揺れに襲われたら、すぐに安全な高台に避難するなど津波避難について話し合っておきましょう。
- 住所、氏名、連絡先や血液型などの自分の情報を記載した避難カードを作成し、普段から携帯しましょう。
- 役場が発行している、防災ハザードマップなどを参考に家庭で話し合みましょう。



2. 家族との連絡方法の確認

家族が離ればなれで被災した時を考えて、お互いの安否の確認手段を考えておきましょう。

- 家族が離ればなれで被災した場合、自分の身の安全が確保できたら、次は家族の安否を確認しましょう。
- 被災地では、連絡手段が限られています。公衆電話等から利用できるNTTの「災害用伝言ダイヤル171」や、携帯電話の「災害用伝言板」などの活用方法を知っておきましょう。



3. 備蓄品・非常持出品を備える

地震が発生すると普段どおりの生活ができなくなることも考えられます。数日間生活できるだけの水や食料品などの『備蓄品』を備えておきましょう。

地震の被害によっては、避難を余議なくされることもあります。避難する時に持ち出す『非常持出品』を常備しておきましょう。

- 目安として最低限3日間程度の水や食料品を備蓄しましょう。
- 備蓄品は、家族構成、住居や地域の特性によって必要となるものは異なります。自分や家族にとって本当に必要なものを考えて準備しましょう。
- 備蓄品は、家族、地域の状況や賞味期限などと照らし合わせて定期的にチェックし、必要に応じて入れ替えましょう。
- 非常持出品は、備蓄品の中から、避難生活に必要なものを選ぶのがよいでしょう。備蓄品にない場合は、必要に応じて準備しましょう。
- 非常持出品は、玄関や寝室など持ち出しやすいところに置いておき、すぐに持ち出せるようにしておきましょう。背負える袋などにいれておけば、持ち出したときに両手が使えて便利です。

4. 防災活動への参加

地震に備え、防災訓練などの地域の防災活動に積極的に参加しましょう。

- 地震発生時に、初期消火や救出救助活動を行うには、日頃からの訓練が欠かせません。家族全員で防災訓練に参加しましょう。
- 9月1日は防災の日で、8月30日から9月5日は防災週間となっており、各地で防災訓練等が行われていますので、市町村役場などで確認しましょう。
- 災害などが発生した場合を想定し、参加者で被害状況や対応策について地図に書き込みイメージする「災害図上訓練」も行われています。
- 地域の防災活動に参加し、日頃から災害時における正しい知識と心構えを身につけ、普段から地域との繋がりや協力し合う体制を築いておきましょう。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部 防災課震災対策係 日野・辰巳
TEL: 03-5253-7525



危険物施設等における事故防止について

危険物保安室

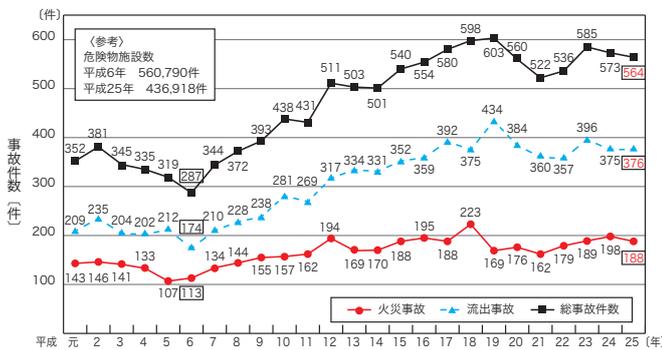
○ 平成25年中の危険物施設における事故件数

先般、消防庁では、平成25年中に全国で発生した危険物に係る火災及び流出事故の概要を取りまとめました。

平成25年中の危険物施設における事故発生件数は564件であり、前年に比べて9件減少しました。しかし、事故発生件数は依然高い水準で推移しており、平成元年以降、事故が最も少なかった平成6年中と比べると、危険物施設数は減少しているにもかかわらず、事故発生件数は約2倍に増加しています。

このような状況を踏まえ、消防庁では、関係省庁と連携し、事業者が危険物等事故防止安全憲章（以下「安全憲章」という。）に掲げた項目等について、積極的に取り組むように働きかけています。

危険物施設における火災及び流出事故発生件数の推移



※事故発生件数の年別の傾向を把握するために、東日本大震災その他震度6弱以上（平成8年9月以前は震度6以上）の地震により発生した件数を除いています。

○ 平成26年度危険物事故防止アクションプラン

消防庁では、事故防止対策の取組の一環として、危険物関係業界団体、消防関係行政機関等で構成された「危険物等事故防止対策情報連絡会」を開催し、「平成26年度危険物事故防止アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）を取りまとめました。

アクションプランは、近年の重大な事故を踏まえ、平成26年5月、石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議の検討結果に基づき取りまとめられた同連絡会議報告書（以下「報告書」という。）や、今後の事故防止対策の取組の基本方針として策定された安全憲章等を基礎とし、そこで提案されている取組事項を確実に実施していくことを主眼に置きながら、引き続き地震・津波対策の推進を図る観点から、関係団体・機関が取り組むための重点項目を定めたものです。

危険物施設等における事故防止を図るため、アクションプランに基づく官民一体となった事故防止対策の自主的、積極的な推進をお願い致します。

<危険物事故防止に関する重点項目>

危険物施設における事故による死傷者の絶無を図り、かつ、事故件数を減少させるためには、「業種を超えた事故の情報共有」を図るとともに、事業者が安全憲章及び報告書の内容や東日本大震災の状況を踏まえ、自らの事態に応じた安全確保方策を確立することが重要です。このようなことに鑑み、次の事項を重点として事故防止対策を講ずる必要があります。

1 保安教育による人材育成・技術の伝承

保安教育を充実させて、装置の設計思想、マニュアルの手順の背景にある原理原則の理解（know-why）の促進によるリスクアセスメントや設備等の点検を行う人材、安全推進の中核となる人材等を計画的に育成するとともに、保安に関する知識・技術の伝承を徹底するため、過去の事故事例等の共有やデータベース化、火災等の模擬体験、外部機関を活用した教育等を行うこと。

2 リスクに応じた適切な取組

社内外の事故情報や安全対策情報を収集し保安対策に活用するとともに、コミュニケーションや情報共有を通じて、運転部門、保全部門、設計部門等の各部門間における連携を強化することにより、適切な運転、保全等を行うこと。

また、現場における適切な安全管理の枠組を構築するとともに、非常時作業時、設備等の経年劣化も踏まえた点検、整備時等を想定したリスクアセスメントを行いその結果を記録するとともに、潜在リスクに対する適切なマニュアルや体制を整備すること。

3 企業全体の安全確保に向けた体制作り

経営層が協力会社も含めた現場とのコミュニケーションを強化するとともに、保安に対する強い意識を持ち、安全優先の方針を社内に発信することにより、現場で必要とされる安全確保方策が適切に実施される体制を整備すること。

また、過去の事故事例やヒヤリハット事例等の検討、必要に応じて第三者による客観的な評価や社外との情報交換等を活用することにより、継続的に安全確保方策の充実に努めること。

4 地震・津波対策の推進

地震想定や津波想定を踏まえたハード面及びソフト面双方における地震・津波対策の再検証を行うとともに、被害を最小限にするため、また、被害の確認・応急措置、臨時的な対応、復旧対応等を適切に実施することができるよう、平常時から、事前計画の作成や訓練等を通じた習熟度の向上を図ること。

問合わせ先

消防庁 危険物保安室 清水
TEL: 03-5253-7524

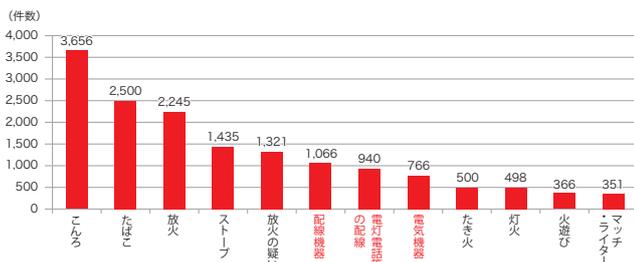


電気器具の安全な取扱い

予防課

電気器具は便利なものですが、使用者の取扱いの不注意や誤った使用方法から火災となる場合があります。

建物火災における主な出火原因



平成25年中の建物火災の件数は、2万5,053件となっており、そのうち電気機器等（配線器具、電灯電話等の配線、電気機器）に起因する火災件数は2,772件で建物火災全体の11%を占めています。（各数値は「平成25年（1月～12月）における火災の状況（確定値）について（平成26年消防情第214号）」による。）

電気器具を使用する際には、次のことに注意しましょう。

1 電気器具の点検の実施

扇風機や電気ストーブなどの季節を限定して使用する電気器具は、毎年使用する前に必ず点検をしましょう。

また、使用中に普段と違った音や動きに気づいたときは、すぐに使用を止め、コンセントから差込プラグを抜いて、専門の業者に点検をしてもらいましょう。

2 電気器具の正しい使用

電気器具を本来の用途以外に使用した場合、器具に負荷がかかり、過熱し火災の原因になることがあります。使用に際しては、取扱説明書をよく読み、その機能を十分に理解し正しく使用しましょう。

また、アイロンやヘアードライヤーなどは、スイッチを切り忘れたまま放置しておくとならぬ原因となります。使用しないときは、器具のスイッチを切るだけでなく差込プラグをコンセントから抜いておきましょう。



使用後はすぐにスイッチを切る習慣をつけましょう

を使用するようになりました。

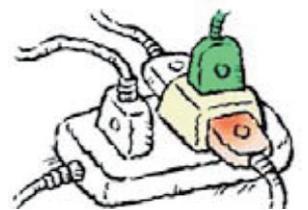
このため、使用する電気器具に対しコンセントが不足し、たこ足配線になりがちです。コンセントの電気の許容量を超えて電気器具を使用するとコンセントが過熱し、火災の原因となるので、たこ足配線は絶対にやめましょう。

また、差込プラグにほこり等が付着したまま長い間コンセントに差し込んだ状態にしておくことにより、差込プラグの両刃間に電気が流れ、ショートして火災になることがあります（トラッキング火災）。外出時や就寝時はもとより器具を使用しない

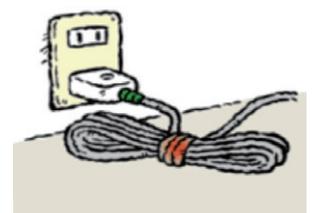
時には、差込プラグを抜いたり、付着したほこりなどを取り除くようにしましょう。

さらに、傷ついたコードを使用したり、束ねた状態や重い荷物が載った状態であると、その部分に負荷がかかり、断線して出火する可能性がありますので、大変危険です。

傷ついたコードは早めに交換し、重い物を乗せたり、束ねた状態での使用はやめましょう。



たこ足配線はやめましょう！



コードを束ねて使うのはやめましょう。

【注意事項】

1. 使用しないときには、**コンセント**から抜く。
2. **たこ足配線**は、絶対にやらない。
3. **差込プラグ**に付着した**ほこり**などは取り除く。
4. **傷んだコード**は使用しない。
5. コードは**束ねた状態**で使用しない。

問い合わせ先

消防庁予防課 岡
TEL: 03-5253-7523

3 電気配線等からの出火防止

家電製品やOA機器の普及により、数多くの電気器具



第62回全国消防技術者会議の開催について

消防研究センター

消防研究センターでは、「第62回全国消防技術者会議」として、消防研究センターにおける研究成果等を発表する「消防防災研究講演会」と、全国各地の消防本部等により実施された火災・危険物流出等の事故に関する調査

事例を発表する「全国調査技術会議」を下記のとおり開催いたします。また、「平成26年度消防防災科学技術賞」の表彰式および展示発表を行いますので、併せてご案内申し上げます。皆様のご参加をお待ちしております。

1	開催日	第1日 平成26年11月20日(木) 第2日 平成26年11月21日(金)
2	場所	ニッショーホール(日本消防会館) 東京都港区虎ノ門2-9-16
3	参加費	無料(募集定員は、両日とも各600人)
4	内容	11月20日(木) 10:00～17:00(予定) 消防防災研究講演会 「火災原因調査への取り組みと調査技術の高度化」 火災や爆発事故が発生した場合において、その原因を究明し、再発防止、被害の軽減等を検討し対策に反映させることが極めて重要です。一方、近年の火災や爆発事故は複雑多様化しており、発生メカニズム、延焼拡大過程等の解明には、高度な科学的な知見や検証作業がますます必要となってきています。このため、平成15年に消防法が一部改正され、消防庁長官の火災原因調査が、従来の消防長等から求めに依るだけでなく、消防庁長官自らの判断により実施できるようになりました。また平成20年には市町村長等の危険物の漏洩事故に関する原因調査権が制定されるとともに、平成25年には消防長等の製品火災に関する火災調査権が拡大されています。消防研究センターでは、火災や漏洩事故の原因調査体制の整備を図り、長官調査の実務を担うとともに、消防本部の原因調査の技術支援を多数実施してきました。 本講演会では、東京大学の土橋律教授に、「火災・爆発災害の燃焼現象としての理解－発生過程と被害拡大過程－」と題してご講演頂くとともに、消防研究センターが実施してきた最近の長官調査等の火災調査事例を報告し、今後の火災原因調査技術の高度化に向けた取り組みについて議論する予定です。 11月21日(金) 10:00～17:00(予定) 全国調査技術会議 全国の消防本部において実施された様々な調査事例を発表していただきます。
5	プログラム	消防研究センターのホームページ(http://nrifd.fdma.go.jp/)をご覧ください(「イベント情報」の欄の「【技術】第62回全国消防技術者会議」のリンクをクリック)。逐次詳細なものに更新します。
6	参加申込み方法	消防研究センターのホームページから、申込専用サイトにアクセスし、必要事項を入力してください。申込みを取り消す場合又は申込み内容を変更する場合にも、このサイトをご利用ください。 <URL> https://ez-entry.jp/62_gijutsusha/entry/ なお、上記の方法により申し込むことが難しい場合は、下記問い合わせ先にご連絡ください。
7	参加申込み期間	8月18日(月)から11月17日(月)まで (但し、各日定員になり次第締め切ります。)
8	問い合わせ先	消防庁 消防研究センター 研究企画室 〒182-8508 東京都調布市深大寺東町4-35-3 TEL: 0422-44-8331 FAX: 0422-44-8440 E-mail: 62_gijutsusha@fri.go.jp

こちらををご用意してお待ちしております。



建物の安全・安心に関する情報を利用者にお知らせするマーク

ホテル・旅館等に対する「表示制度」が始まります。

平成26年4月1日から申請・受付⇒8月1日より掲出開始※

表示マークはホテル・旅館等のホームページなどでもご確認いただけるようになります。

表示制度とは?

ホテル・旅館等の関係者からの申請に基づき、消防機関が審査した結果、消防法令のほか、重要な建築構造等に関する基準に適合していると認められた建物に対して、消防機関から表示マークを交付する制度です。

対象となる建物は?

3階建て以上で収容人員が、30名以上のホテル・旅館等(複合用途の建物内にホテル・旅館等がある場合を含む。)が対象です。*



3年間継続して表示基準に適合していると認められた場合は、「表示マーク(金)」(有効期間3年間)が交付されます。

表示マーク(銀)



表示マーク(金)



※掲出開始時期や対象となる建物は、消防機関によって異なる場合がありますので、お近くの消防機関にお問い合わせください



総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency

<http://www.fdma.go.jp/>

